

盛岡地方振興局長告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成20年12月2日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

- 1（1） 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡矢巾町大字高田第16地割15番、18番、22番及び23番1
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市津志田町二丁目23番11号 株式会社セブン不動産
- 2（1） 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町日詰字丸盛177番1、178番1、179番1、180番1、187番、188番、189番、190番、191番、192番、193番、194番、195番、196番、197番1、198番1、199番1、200番1、201番1、202番1、203番1、204番1、277番の一部及び278番並びにこれらの区域に介在する認定外道路
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 東京都台東区上野七丁目14番4号 大和情報サービス株式会社